

# 「電子取引法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 電子取引法

### 第一条

本法令を「仏暦二五四四年電子取引法(プララーチャ・バンヤット・ワー・ドゥアイ・トゥラカム・ターン・イレクトロニクス)」と呼ぶ。

### 第二条

本法令は官報告示日から一二〇日後に施行する。

[注 / 官報告示日は二〇〇一年一月四日]

### 第三条

本法令は電子データを使用する民商上の取引に適用する。ただし勅令で本法令の全部または一部を適用しないと定めた取引を除く。

第一段の内容は消費者保護のために制定された法規に影響を及ぼすものではない。

本法令は第四章の規定に基づく国の業務における取引に適用する。

### 第四条

本法令において、

「取引(トゥラカム)」とは、民商上の事業にかかる行為、または第四章に定めるところに基づく国の業務における行為を意味する。

「電子(イレクトロニクス)」とは、エレクトロン、電気、電磁波の方法を使用した応用技術、及び光、磁気の方法を使用した応用技術、あるいはそうした方法を使用した応用技術に係る設備を意味する。

「電子取引(トゥラカム・ターン・イレクトロニクス)」とは、電子技術を全部または一部使用した取引を意味する。

「内容(コー・クワーム)」とは、文字、数字、音声、映像の形、またはその他の形により、そのものの状態で、あるいは別の方法を通じて意味を伝達する事柄または事実関係を意味する。

「電子データ(コー・ムーン・イレクトロニクス)」とは、電子データ交換、電子メール、電報、遠隔印刷、またはファクシミリのような電子による方法を通じ作成、送信、受信、保管、編集した内容を意味する。

「電子署名(ラーイム・チュー・イレクトロニクス)」とは、電子データに係る電子署名の所有者である者を示し、その者がその電子データの内容を認めたことを示す目的を有した、人と電子データの関係を示すための、電子データと共に使用される電子の形態で作成された文字、数字、音声またはその他の信号を意味する。

「データシステム(ラボップ・コー・ムーン)」とは、電子データの作成、送信、受信、保管、編集のための電子機器による編集方式を意味する。

「電子データ交換(ガーン・レクプリアン・コー・ムーン・ターン・イレクトロニクス)」とは、事前に規定さ

れた標準を使ったコンピュータ間における電子方式の内容の送受信を意味する。

「データ送信者(プー・ソン・コー・ムーン)」とは、その者が自ら電子データを送信または作成する、あるいはその者に代わり、またはその者の名で電子データを送信、作成することにより、その者が定めた方法に基づき送信するためデータを保管する前に、電子データを送信または作成する者を意味する。このとき電子データの中継者は含めない。

「データ受信者(プー・ラップ・コー・ムーン)」とは、データ送信者が電子データを送る相手であり、その電子データを受け取る者を意味する。このとき電子データの中継者は含めない。

「中継者(ブッコン・ティー・ベン・スークラーン)」とは、電子データの送信、受信、保管を専門に他者の名において行う者を意味し、電子データに係るその他のサービスを提供する者も含める。

「保証書(バイ・ラップローン)」とは、署名人と電子署名を付したデータとの関係性を確認する電子データまたはその他の記録を意味する。

「署名人(チャオコーン・ラーイ・ムー・チュー)」とは、電子署名を使用するためのデータを保持し、自己の名前で、または他者に代わって電子署名をした者を意味する。

「関係当事者(クー・カラニー・ティー・キアオコーン)」とは、保証書または電子署名に付随する行為をなした者を意味する。

「国家機関(ヌアイガーン・コーン・ラット)」とは、省、庁、局、局の地位を有し、またはその他の名で呼ばれる政府機関、地方政府機関、地方自治体、法令または勅令で設置された国営企業に加え、国務上の権限を有する法人、グループ、個人を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、電子取引委員会を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

## 第五条

第一三条から第二四条まで、及び第二六条から第三一条までの規定は別段の合意があってもよい。

## 第六条

内閣総理大臣を本法令の主務大臣とする。

## 第一章

### 電子取引

## 第七条

単にその内容が電子データの形象にあるという事由をもって法律上の拘束性があつたり、使用を否定することはできない。

## 第八条

第九条の規定下に、法律が文書化、文面による証拠、書類提示を義務付けている件について、理解

でき、意味の変更なしに再利用できる電子データとして用意できるときは、その内容は文書化、文面による証拠、書類提示であるものとみなす。

#### 第九条

人が書類に署名する場合、以下の方法であればその電子データには署名がなされたものとみなす。

(一)署名人であることを指し示し、署名人がその電子データの内容が自己のものであると保証できる方法によって、かつ

(二)当該方法が、状況または当事者間の合意を考慮して、電子データの作成及び送付の目的に適したものと信じられる方法であるとき

#### 第一〇条

法律が書類を原本の形態で提出または保管するよう規定している場合、以下の原則に基づき電子データの形で提出または保管したとき、法律に基づき原本で提出または保管したものとみなす。

(一)内容作成が出来上がった時点から内容の正当性保持がなされたと信じられる方法を使った電子データで、かつ

(二)事後にその内容を示すことができる

(一)に基づく内容の正当性は、その内容の正当性に影響しない通信連絡、保管、内容表示における保証または増補記録、通常的に発生する変更を除き、内容の全体性及び変更がないことを考慮する。

(一)に基づく内容の正当性維持方法の信憑性の判断においては、関係する状況、その内容の作成目的も考慮する。

#### 第一一条

単に電子データであるという理由で、法律に基づく一連の審査において、電子データの証拠としての採用を否定することはできない。

電子データの証拠としての信憑性の軽重は、電子データの作成、保管、通信、内容の保持、全体性、無変更性、データ送信者の明記または確認の形態あるいは方法に加え、関係する全ての状況を考慮する。

#### 第一二条

第一〇条の規定下に、法律が書類または内容の保管を規定している場合、以下の原則に従い電子データの形で保管したとき、法律に基づき書類または内容を保管したものとみなす。

(一)その電子データが内容変更なしに理解でき、再利用できる

(二)その電子データをそれが作成、送信、受信した時の形態で、あるいは作成、送信、受信した内容を正しく表示できる形態で保管できる、かつ

(三)電子データの出所、初めと終り、また、もしあれば当該内容の送受信日時を示した部分も保管できる

第一段の内容は電子データの送受信における目的のために使用される内容には適用しない。

書類または内容の保管の責に任じる国家機関は、本条の規定と相反または矛盾しない限りにおいて、書類または内容の保管に係る詳細の原則を定めることができる。

#### 第一三条

契約における申し込みと承諾は電子データによりこれをなすことができ、単に電子データという理由で契約の法律上の有効性を否定することはできない。

#### 第一四条

データの送り手と受け手の間における意思表示または通知は、電子データによりこれをなすことができる。

#### 第一五条

送信方法のいかんに関わらず電子データはデータ送信者のものとみなす。

データ送信者と受信者の間において、以下により電子データが送られたとき、電子データはデータ送信者のものとみなす。

- (一) その電子データに関しデータ送信者の代理権限を有する者により、または
- (二) データ送信者、またはデータ送信者の代理権限を有する者が、事前に、自動的に作業させるようにしたデータシステムにより

#### 第一六条

データ受信者は、もし以下のような場合は、電子データがデータ送信者のものとみなすことができ、その電子データに基づき行動することができる。

(一) データ受信者がデータ送信者との間で、データ送信者の電子データであることを確認するため合意した方法に従いチェックした、または

(二) データ受信者の受信した電子データが、その電子データがデータ送信者のものであることを示す、データ送信者またはデータ送信者の代理権限を有する者との関係に依拠して事前に知っていた方法を使用した者の行為から得られた、

第一段の内容は以下の場合には適用しない。

(一) データ受信者がデータ送信者から、その電子データがデータ送信者のものでない通知を受けた時、かつその時、データ受信者がその通知に基づき事実関係を検証する時間を有していた

(二) 第一段の(二)に基づく場合、データ受信者がその電子データがデータ送信者のものでないことを知っていた、または知り得た時、データ受信者がしかるべき注意を払った、あるいは事前に合意していた方法に基づき行動した

#### 第一七条

第一五条または第一六条第一段に基づく場合、データ送信者とデータ受信者の間において、データ受信者は受け取った電子データがデータ送信者の意思に基づき正しいものであると信じる権利を有し、その電子データに従い行動することができる。ただしデータ受信者がしかるべき注意を払った、あるいは事前に合意していた方法に基づき行動していれば、受け取った電子データに送信により生じた錯誤を知っていた、あるいは知り得たときはその限りではない。

#### 第一八条

データ受信者は、別々に受け取った電子データが分割されたものであると信じることができ、各データに従い行動することができる。ただしその電子データが他の電子データと重複しており、しかるべき注意を払った、あるいは事前に合意していた方法に基づき行動していればその重複を知っていた、あるいは知り得たときはその限りではない。

#### 第一九条

データ送信者が要求した、またはデータ受信者と事前に、あるいはデータ送信時に合意していた、もしくは電子データに明らかにされていたとしても、電子データ受信の通知が必要な場合、以下の原則に従う。

(一) データ送信者が電子データ受信通知の特別な形式または方法で合意していなかった場合、受信通知はデータ受信者からの通信連絡によってこれをなすことができる。この時自動的またはその他の方法によるデータシステムであっても、データ送信者に対し、データ受信者がその電子データをすでに受信したことを示すのに十分な、データ受信者の行為によってもかまわない。

(二) データ送信者がデータ受信者による受信通知があった時に電子データ送信があったとみなす条件を定めた場合、データ送信者が受信通知を受けるまでは電子データの送信がなかったものとみなす。

(三) データ送信者が(二)に基づく条件を定めず、データ送信者が定めた、または合意した期間内に、あるいは定め、合意がない場合においてしかるべき期間内に受信通知がない場合、

(a) データ送信者はデータ受信者に対し、まだ受信通知を受け取っていないことを通知し、データ受信者が受信通知する適当な期間を定める。

(b) データ送信者が(a)に基づく期間内に受信通知を受け取らなかったときは、データ送信者がデータ受信者に通知した後、データ送信者はその電子データが送信されなかったものとみなす。またはデータ送信者は自ら有するその他の権利を行使することができる。

#### 第二〇条

データ送信者がデータ受信者から受信通知を受け取った場合、データ受信者が関係する電子データを受け取ったものと推定したとしても、データ受信者が受け取った電子データとデータ送信者が送信した電子データが同一であったとみなすことはできない。

#### 第二一条

電子データ受信通知において、データ受信者の受信した電子データが、データ送信者と受信者が合意した、あるいは施行されている標準に示された技術上の定めに従っていることが明らかな場合、その送信された電子データは全ての技術上の定めに従ったものであると推定する。

#### 第二二条

電子データの送信は、その電子データがデータ送信者の管理外にあるデータシステムに入った時に送信があったものとみなす。

#### 第二三条

電子データの受信は、その電子データがデータ受信者のデータシステムに入った時からであるものとみなす。

データ受信者が電子データ受信のための特定のデータシステムを定めたときは、電子データの受信はそのデータ受信者が定めたデータシステムに入った時からであるとみなす。ただしその電子データがデータ受信者が定めていたデータシステムと異なるデータシステムに入ったときは、電子データの受信がそのデータシステムから電子データを呼び出した時からとみなす。

本条の内容は、データ受信者が第二四条に基づき電子データを受信するものとみなされる場所と異なる別の場所にデータ受信者によって設置されたデータシステムであっても適用する。

#### 第二四条

電子データの送信または受信は、データ送信者の作業地において送信された、あるいはデータ受信者の作業地において受信されたものとみなす。

データ送信者またはデータ受信者が作業地を複数有する場合は、その取引に最も関係する作業地を第一段に基づく作業地であるとみなす。その取引に最も関係する作業地を特定できないときは、本店を電子データの送信地または受信地であるとみなす。

データ送信者またはデータ受信者の作業地が明らかでない場合は、通常の住所を電子データ送信地または受信地であるとみなす。

本条の内容は電報、ファクシミリ、または勅令で規定したところに基づくその他の通信手段による電子データの送受信には適用しない。

#### 第二五条

勅令で定められた安全な方法に基づきなされた電子取引は、信頼できる方法であると推定する。

### 第二章

#### 電子署名

## 第二六条

以下の形態を有する電子署名は、信頼できる電子署名であるとみなす。

(一)電子署名を成すためのデータは、その使用された形態下で別の者に連結することなく、署名人本人に連結することができる。

(二)電子署名を成した時に、電子署名を成したデータは、他者の管理下になく、署名人本人の管理下に置かれている。

(三)電子署名に生じた変更は、それが成された時から検証できる。かつ、

(四)法律が電子署名を全内容の保証及び内容の変更がないことを保証するものであることを定めている場合、その内容の変更は電子署名行為があった時から検証できる。

第一段の内容規定は信頼性のある電子署名であることを示す別の方法を制限する、あるいは電子署名の非信頼性に係る証拠の提示を制限するものではない。

## 第二七条

法律に基づく効力を有する電子署名を成すためのデータを使用する場合、署名人は以下に従い行動しなければならない。

(一)許可なしに電子署名を成すためのデータを使用させないためにしかるべき注意を払う。

(二)以下の時、電子署名上の何らかの行為をなすと信じられる者に遅滞なく通知する、あるいは電子署名に係るサービスを遅滞なく通知する。

(a)電子署名を成すためのデータが消失した、損壊を受けた、変更を受けた、不正に公開された、あるいは目的に沿わない形で事前に漏洩していたことを署名人が知った、または知り得た時。

(b)電子署名を成すためのデータが消失した、損壊を受けた、変更を受けた、不正に公開された、あるいは目的に沿わない形で事前に漏洩していたことを示す断片が十分ある場合に明らかとなる状況を署名人が知っていた時。

(三)電子署名使用を支援する保証書が発行される場合、保証書の期間にわたってその保証書に係る署名人による行為の正当性及び全ての重要な内容の有効性に基づき、あるいは保証書に定められたところに基づき、しかるべき注意を払わなければならない。

## 第二八条

法律上、署名と同一の効力を有する電子署名を支援するための保証書発行サービスがある場合、保証書発行サービス提供者は以下を遂行しなければならない。

(一)自らが示した方針及び行動に基づき遂行する。

(二)保証書の期間にわたってその保証書に係る自らの行為における正当性と、全ての重要な内容の有効性を確認するため、あるいは保証書に定められたところに基づき、しかるべき注意を払う。

(三)以下の件において、当事者が保証書から全ての重要な内容の事実関係を検証できるように、理解のためのしかるべき方法を用意する。

- (a) 保証書発行サービス提供者の提示
- (b) 保証書に示された署名人が、保証書発行時における電子署名のためのデータを管理すること
- (c) 電子署名のためのデータが保証書発行時または発行前において使用できること
- (四) 関係当事者が以下の場合に保証書から、または他の方法で検証できるよう、理解のためのしかるべき方法を用意する。
  - (a) 署名人の確認方法
  - (b) 電子署名のためのデータまたは保証書の移転における目的に係る制限事項及び価値
  - (c) 有効使用でき、消失しない、損壊、変更を受けない、不正に公開されない、あるいは目的に沿わない形で事前に漏洩しない電子署名のためのデータ
  - (d) 保証書発行サービス提供者が示す責任の範囲に係る制限事項
  - (e) 第二七条(二)に基づく事由があった時の署名人の通知方法
  - (f) 保証書取消に係るサービス
- (五) (四)の(e)に基づくサービスがある場合、そのサービスは署名人が第二七条(二)に基づき定められた原則に従い通知できる方法がなければならない。(四)の(f)に基づくサービスがある場合、そのサービスは直ちに保証書を取り消すことができるものでなければならない。
- (六) サービスに当たっては信頼できるシステム、方法、人物を使用しなければならない。

## 第二九条

第二八条(六)に基づくシステム、方法、人物の信用性の検討においては、以下の場合を考慮する。

- (一) 財務、人材、資産状況
- (二) ハードウェア及びソフトウェアの品質
- (三) 保証書の発行、申請及びサービスデータ保管の方法
- (四) 保証書に示された署名人本人及び関係当事者と目される者に係る情報データの作成
- (五) 独立検査人による検査の定期性及び範囲
- (六) (一)から(五)までに掲げた行為または事柄に係る保証機関、あるいは保証書の発行サービス機関
- (七) 委員会が定め、布告した場合

## 第三〇条

関係当事者は以下を遂行しなければならない。

- (一) 電子署名の信用性検証におけるしかるべき遂行
- (二) 電子署名に保証書がある場合は、以下のしかるべき遂行
  - (a) 保証書の有効性、使用停止または取消の検証、かつ
  - (b) 保証書に係る制限事項に基づく遵守

## 第三一条

保証書または電子署名は以下を考慮せずに法的に有効であるものとみなす。

- (一)保証書発行地、または電子書名作成地あるいは使用地、または
- (二)保証書発行者または電子署名人の作業地

外国で発行された保証書は、その保証書が本法令に基づくものと同等かそれ以上の信用できるシステムを使用しているとき、国内で発行された保証書と同様に国内でも法的に有効である。

外国で作成された、または使用された電子署名は、その電子署名が本法令に基づくものと同等かそれ以上の信用できるシステムを使用しているとき、国内で作成、または使用された電子署名と同様に国内でも有効であるとみなす。

第二段、第三段に基づく信用性を有する保証書または電子署名を考慮する際には、国際標準及びその他の要素を合わせて考慮する。

### 第三章

#### 電子取引に係るサービス事業

##### 第三二条

人は電子取引に係るサービス事業を営む権利を有する。ただし金融及び商業上の保障のために、あるいは電子データシステムにおける信用性及び容認のために、もしくは公衆への損害を防止するために必要な場合は、特定の電子取引に係るサービス事業を事前の報告、登記、許可証取得が必要な事業に定める勅令を公布することができる。

第一段に基づく報告、登記、許可証取得が必要な事業を定めるにあたっては、その事業により生じる影響の程度に応じた損害防止における適正度を考慮する。

ここにおいて、特定の政府機関を当該勅令の主管機関として定める。

第一段に基づく勅令を提出する前に公衆から意見を聴取し、入手したデータを審議に付さなければならない。

##### 第三三条

勅令が特定の電子取引に係るサービス事業を事前報告または登記が必要な事業に定めた場合、当該事業を営もうとする者は、その事業開始前に勅令に定められたところに基づき、係官に報告または登記しなければならない。

第一段に基づく報告または登記の原則及び方法は、勅令で定められたところに基づく。勅令で定められた係官が報告、登記申請を受理した時、係官は報告、登記があった証拠として報告、登記受理書を、その報告、登記申請があった日に発行する。報告者または登記人は報告、登記が受理された日からその事業を営むことができるが、勅令に基づく係官が事後に報告、登記申請の不適正、不備を認めたときは報告者、登記人に対し、是正を命じる権限を有し、その是正は当該命令のあった日から七日以内になされなければならない。

事業を営むにあたって、第一段に基づく報告者または登記人は、勅令で定めた原則、かつ委員会が

定め布告した原則に従わなければならない。

第一段に基づく報告者または登記人が、第二段に基づき報告または登記申請を是正しなかった、あるいは第三段に基づく原則に違反した、もしくは従わなかったとき、委員会は違反状況の程度を考慮しながら百万バーツ以下の行政罰命令を検討する。また適当であれば委員会は是正のための、または適当な行動を命じることもできる。

行政罰の検討における原則は、委員会が定めたところに基づく。行政罰を受けた者が罰金を支払わなかった場合は、行政手続法に基づく行政命令に係る規定を準用する。命令に基づき強制する係官がない場合、委員会は罰金支払を強制するために行政裁判所に訴える権限を有する。ここにおいて、行政裁判所は罰金支払命令が合法であると判断したとき罰金支払のために資産を押収または差押えて競売に付すことを審判し、これを命じる権限を有する。

第四段に基づく違反者が委員会の命令に応じて是正しなかった、またはさらに違反した場合、委員会はその者が報告または登記に基づき事業を以後も営むことを禁じる命令を発する権限を有する。

#### 第三四条

ある特定の電子取引に係るサービス事業を許可証取得が必要な事業に定める勅令がある場合、当該事業を営もうとする者は勅令に定められたところに基づき、係官に許可証を申請する。

許可証申請者の資格、許可申請の原則及び方法、許可証発行、許可証期限延長、許可証返還、許可証の使用停止または取消は勅令で定めた原則に従う。

事業を営むにおいて、第一段に基づく許可証取得者は勅令が定めた原則、委員会が定めた布告、または許可証の条件に従わなければならない。

許可証取得者が第三段に基づく電子取引に係るサービス事業の原則に違反した、または従わなかった場合、委員会は違反状況の程度を考慮しながら二百万バーツ以下の行政罰を下す命令を検討する。適当であれば委員会は是正のための、または適当な行動をその者に命じることもできる。ここにおいて第三三条第五段の内容を準用する。

第四段に基づく違反者が委員会の命令に応じて是正しなかった、またはさらに違反したとき、委員会は許可証取消命令を出す権限を有する。

### 第四章

#### 政府部門の電子取引

#### 第三五条

政府機関に係る法律に基づく、あるいは政府機関による申立、許可、登記、行政命令、料金支払、布告、またはその他の執行は、勅令の定めた原則及び方法に基づく電子データの形でそれがなされたときは、本法令を適用し、その件における法律が定めた執行と同様に法的に有効であるものとみなす。ここに勅令において、関係する者に特定の行動をさせる、または特定の行動を禁じる、あるいは政府機関に幾つかの場合において詳細を定める規則を制定させることもできる。

第一段に基づく勅令の制定において、当該勅令は電子取引に係るサービス事業者にその事業を営むにあたっての事前の報告、登記、許可証取得を義務付けることもできる。この場合、第三章の内容規定及び関連罰則規定を準用する。

## 第五章

### 電子取引委員会

#### 第三六条

科学技術環境大臣を委員長、候補として選定された有識者から内閣が選任する一二人の委員から成る電子取引委員会を設置する。有識者委員は以下の分野から分野ごとに二人ずつ選任する。

- (一) 金融
- (二) 電子商取引
- (三) 政治学
- (四) コンピュータ学
- (五) 科学または工学
- (六) 社会学

ここに、分野ごとに一人の有識者は民間からとし、国家科学技術開発事業団の国家電子コンピュータ技術センター所長を委員兼書記とする。

第一段に基づく委員会選任の検討のために内閣に提出する候補者の選定とその提出の原則及び方法は大臣が定め布告した原則に従う。

書記は二人以下の書記補を選任する。

#### 第三七条

電子取引委員会は以下の権限を有する。

- (一) 電子取引の振興及び開発政策制定のために内閣に提言する
- (二) 電子取引に係るサービス事業の監督
- (三) 本法令に基づく勅令制定のための大臣への提言または助言
- (四) 本法令または本法令に基づく勅令に従った電子署名に係る規則または布告の制定
- (五) 本法令または他の法律に基づくその他の遂行

本法令に基づく職務遂行において、委員会は刑法典に基づく捜査官とする。

#### 第三八条

有識者委員の任期は三年とする。

離任した委員は連続して二期まで再任できる。

#### 第三九条

第三八条に基づく任期による離任のほか、有識者委員は以下の時、退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 内閣が能力不足、背任を事由に解任した
- (四) 無能力者または準無能力者になった
- (五) 確定判決で禁固刑となった、ただし不注意による過失罪または軽犯罪を除く

#### 第四〇条

有識者委員が第三九条に基づき離任した場合、委員会は残りの委員で構成されるものとみなし、委員が離任した日から六〇日以内に新委員を選任する。

代わりに選任された委員の任期は前任者の残りの任期と同じとする。

#### 第四一条

委員会の会議は全委員の半数以上の出席をもって成立する。

委員長が会議に出席しない、または議長として職務を遂行できないときは、委員会が一人の委員を互選して会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同じ場合は議長が決定票を投じる。

#### 第四二条

委員会は、委員会に代わり審議、職務遂行させるため小委員会を選任する権限を有する。

第四一条の内容を小委員会の会議にも準用する。

#### 第四三条

科学技術開発事業団の電子コンピュータ技術センターを委員会の事務機関とする。

### 第六章

#### 罰則規定

#### 第四四条

電子取引に係るサービス事業を営む者で、第三三条第一段に基づく勅令が定めたところに従って係官に報告または登記しなかった者は、あるいは第三三条第六段に基づく委員会の営業禁止命令に違反した者は、一年以下の禁固刑、または十万バーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

#### 第四五条

第三四条に基づく許可証を取得せずに電子取引に係るサービス事業を営んだ者は、二年以下の禁固刑、または二十万バーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

第四六条

法人によってなされた本法令違反は、その法人のマネージャー、代表者、またはその行為の関与者がその責に任じる。ただし自己がその違反行為を知らなかった、または関与しなかったことを証明できるときはその限りではない。

(おわり)